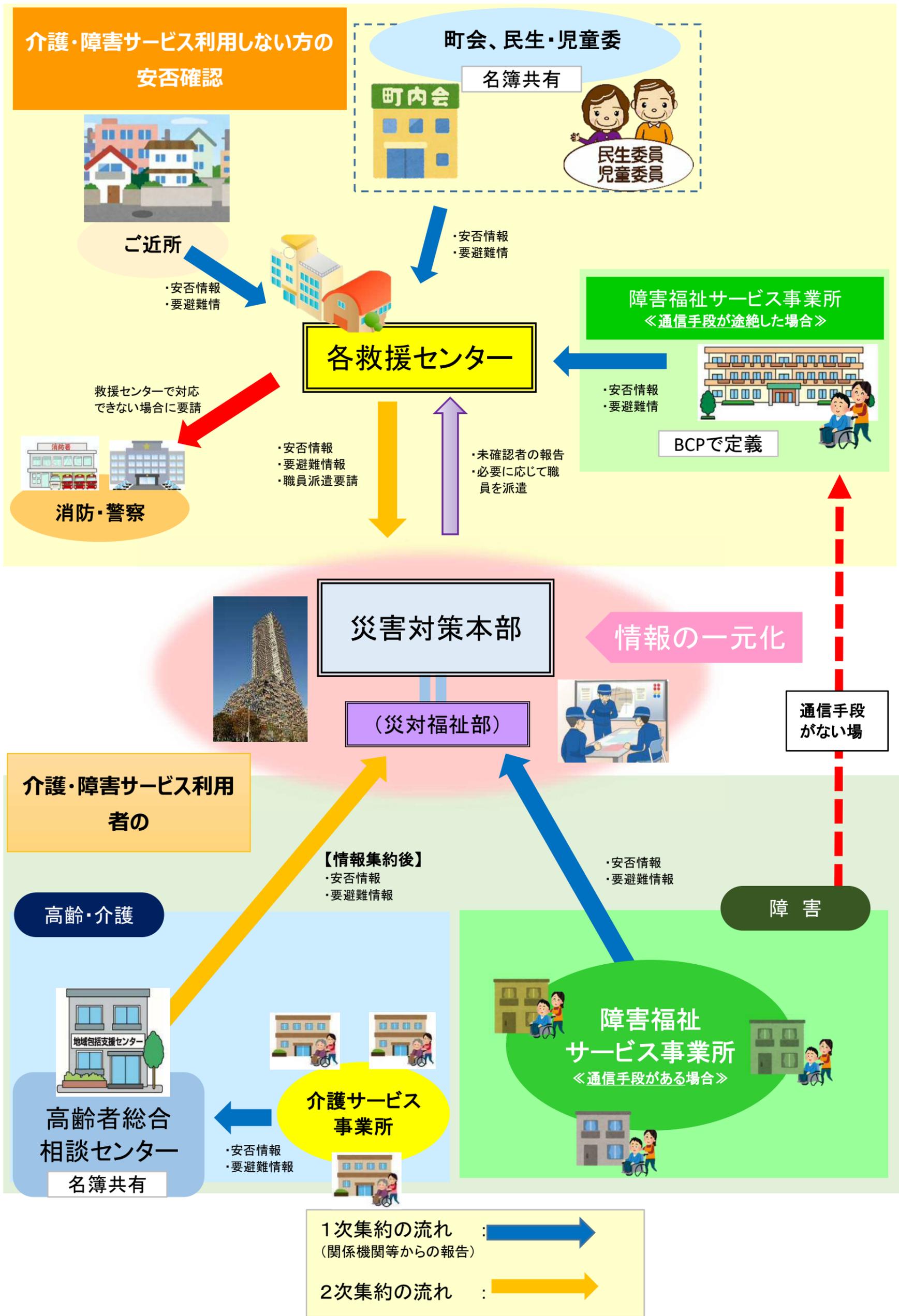


安否確認・避難行動支援関連図



各機関における安否確認の流れ

参考資料2

安否確認の行動基準である震度6弱以上の地震が発生した場合に、各実施機関においては、以下の流れに沿って安否確認作業を行うものとする。
 ※震度5強以下の場合においても、豊島区災対対策本部が必要であると判断した場合には、安否確認作業を実施する。

